(目的)

第1条 この規程は、本財団におけるリスク管理・処理のために必要な事項を 定め、もってリスクの防止及び本財団の損失の最小化を図ることを目 的とする。

(リスクの定義)

- 第2条 この規程において、リスクとは、本財団に物的、人的、経済的若しくは信用上の損失または不利益を生じさせる事態若しくはその可能性を 指すものとし、具体的なリスクは、以下とおりとする。
 - (1) コンプライアンスリスク

本財団の運営に関するコンプライアンス(法令、本財団の倫理行動規 範、規則、規程、内規その他社会的規範の遵守をいう)に関わる事項

(2)事故、災害等のリスク

事業運営に際し発生する事故、自然災害

(3) レピュテーションリスク

公益法人としての社会的評価に関わる事項

(4) 不正、不適正リスク

不正会計処理等の不適正な事業運営

(5) その他のリスク

上記に準じる緊急事態

(基本青務)

第3条 本財団の役員及び職員(以下「役職員」という)は、事業活動の運営に際しては、常に安全確保及びコンプライアンス最優先の下に、法令、 定款、本財団の規程等リスク管理に関するルールを遵守し、リスク管理の徹底を図るものとする。

(組 織)

- 第4条 本財団のリスク管理に係る組織は、以下のとおりとする。
 - (1) リスク管理を統括する機関として、リスク担当理事を定める。
 - (2) リスク管理の実務を担当するものとして、リスク担当部署を定める。(リスク担当理事)
- 第5条 リスク担当理事 (以下「担当理事」という。)は、常務理事がこれに 当たる。
 - 2 担当理事は、少なくとも年1回または必要に応じ、理事会に対し、本 財団のリスクの発生、処理等管理状況について、報告するものとす る。
 - 3 担当理事は、リスク全般に関わる事項を所管し、リスク担当部署に 指示しリスク管理に関する各種施策の立案及び実施をするとともに、 その責務を負う。
 - 4 担当理事の役割・権限は、以下のとおりとする。
 - (1) リスク施策の立案及び実施の統括責任者
 - (2) リスク発生時の対応の統括責任者
 - (3) リスク発生時における対外発表等対外的な対応

- (リスク担当部署)
- 第6条 リスク担当部署(以下「担当部署」という。)は総務部門とし、以下の 事項を所管し、担当理事の指示のもとにこれを実施する。
 - (1) リスク管理の施策立案及び実施
 - (2) リスク評価及び対策案の策定
 - (3) リスク管理施策の実施状況のモニタリング
 - (4) リスクが発生した場合の原因究明、再発防止策の策定

(モニタリング、リスク評価)

- 第7条 担当部署は、少なくとも年1回、リスクに関するモニタリングを実施 し、それに基づきリスク管理表を作成し、本財団のリスク評価を行う。
 - 2 前項のリスク評価により、対策が必要なリスクを発見したときは、担当 部署は、その対策案を策定し、担当理事に報告する。
 - 3 担当理事は、前項の対策案を実施するとともに、必要に応じ理事長に その実施内容を報告する。

(緊急時の報告・連絡ルート)

- 第8条 役職員は、リスクの発生またはその可能性を知ったときは、速やかに担当部署及 び担当理事に報告する。
 - 2 担当部署は、前項の報告または内部通報等により、リスクの発生または その可能性を知ったときは、事実関係の調査を行い、その対応案を策定 し、担当理事の承認を得て実施する。
 - 3 担当理事は、前項においてリスクが重大であると判断したときは、速や かに理事長に報告し、その指示に従うものとする。
 - 4 理事長は、前項の重大リスクに関し、必要に応じ理事会に、その発生原 因、経緯、対策の実施等について報告する。
 - (リスク管理教育)
- 第9条 担当部署は、少なくとも年1回、また必要に応じ、担当理事の指示のもとに、役職員に対してリスク管理に関する研修を行う。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1. この規程は、平成28年10月24日の理事会議決により制定し、同日から施行する。
- 2. この改正規程は、平成30年2月27日から施行する。